

建設業離職者を雇い入れた 建設業以外の事業主の方への助成金

17 建設業離職者雇用開発助成金

民間の建設投資が低迷する中、公共工事費についても減少していくことが見込まれていることから、建設業者の倒産や建設業から多くの離職者が発生することが懸念されています。建設業離職者雇用開発助成金は、45歳以上60歳未満の建設業に従事していた方をハローワーク等の紹介により雇用保険の一般被保険者（短時間労働者を除く。）として新たに雇い入れた建設業以外の事業主に対し支援を行い、建設業離職者の再就職（他産業への移動）を促進する助成金です。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次のすべてに該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業主であること。
- 2 建設事業を営んでいないこと。
- 3 助成金の支給の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者（以下「安定所等」という。）の紹介により、平成22年2月8日から平成24年3月31日までの間に、一般被保険者（1週間の所定労働時間30時間未満の労働者を除く。）として雇い入れる事業主であること。
- 4 対象労働者を助成金の支給対象期間（1年間）及び当該期間経過後も引き続き雇用することが確実にできると認められること。
- 5 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨等退職を含む。）をしていないこと。
- 6 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く。）こと。
- 7 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備、保管し速やかに提出する事業主であること。

支給の対象となる労働者の要件

次のいずれにも該当する労働者が支給の対象となります。

- 1 雇入れ日の満年齢が45歳以上60歳未満。
- 2 雇入れ日の前日から過去1年間において公共職業訓練等又は緊急人材育成支援事業による基金訓練を受講していない。
- 3 以下のいずれかに該当する方であること。
 - (1) 雇入れ日の前日から過去1年間において、6か月間以上、建設事業を行う事業所において建設事業に従事していた（複数の事業所で建設事業に従事した場合は、その期間の合計）。
 - (2) 雇入れ日の前日から過去1年間において、建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主であった。

注意

次のすべてに該当することが受給の要件となります。

- 1 対象労働者は安定所等の紹介以前に、雇用の内定があった者ではないこと。
- 2 対象労働者に対して、雇入れ日の前日から過去3年間に職場適応訓練を受けさせたことがないこと。
- 3 雇入れ日の前日から過去3年間に対象労働者を雇用関係、出向、派遣又は請負により当該雇入れに係る事業所において就労させたことがないこと。
- 4 対象労働者を雇入れ日の前日から過去1年間に雇い入れた事業主と資本金的・経済的・組織的に密接な関連性のある事業主でないこと。
- 5 対象労働者に対して賃金を支払期日に支払っていること。
- 6 安定所等の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対して労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があったものではないこと。
- 7 助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれの保険年度にも、雇入れに係る事業所において労働保険料を納入していること。
- 8 不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られていないこと。
- 9 労働関係法令の違反を行っていないこと。

受給できる額

対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6か月ごとに第1期・第2期の支給対象期間に分けて下表の金額を支給します。

	6か月経過後	12か月経過後	計
中小企業	45万円	45万円	90万円
中小企業以外の企業	25万円	25万円	50万円

受給のための手続き

本助成金の支給を受けるためには、以下の手続きが必要となります。

- 1 事業主が対象労働者を雇い入れます。
- 2 対象労働者を雇い入れた日(※1)から6か月を経過した日の翌日から起算して1か月以内に必要な書類(※2)を添えて、事業所の所在地を管轄する労働局に対して助成金の支給申請を行います。
- 3 労働局は提出された申請書の内容や添付書類について審査します。
- 4 適正であると認められる時は助成金の支給を決定し、助成金を支給します。(第1期)
- 5 第1期経過後も継続して6か月雇用した場合で、第2期の支給を受けようとする時は再度2～4の申請手続きを行ってください。

※1 賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日が助成対象期間の起算日となります。賃金締切日に雇い入れた場合は、雇入れ日の翌日。賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日が起算日となります。

※2

- (1) 建設業離職者雇用開発助成金支給申請書(第1期・第2期)

(2) 建設業離職者雇用開発助成金対象労働者雇用申告書

(3) 添付書類

- ・ 賃金台帳 ・ 出勤簿等 ・ 対象労働者の氏名及び年齢が確認できる書類（住民票の写し、運転免許証等）
- ・ 対象労働者の職務内容、所属等を明らかにする組織図、辞令等 ・ 雇用契約書又は雇入れ通知書
- ・ 対象労働者の履歴書又は職務経歴書
- ・ (対象労働者が建設事業に従事していた場合)
 - 対象労働者の職務経歴に係る雇入通知書、雇用契約書又は給与等の支払いがわかる書類（複数の事業所で従事した場合は、いずれか1か所の書類で可）
- ・ (対象労働者が建設事業を行っていた事業主である場合)
 - 建設業の許可証、廃業届、所得税申告書等
- ・ 事業所規模、事業内容が確認できる登記事項証明書、定款、決算書（個人事業主の場合は、所得税申告書等）
- ・ (有料・無料職業紹介事業者の紹介により対象労働者を雇い入れた場合)
 - 有料・無料職業紹介事業者の発行した紹介状又は職業紹介証明書